# 新聞劳造

2021年 | No. 1309

■ 道新記者逮捕問題

2 ■ 東京労組 救済申し立て

■ ジェンダーキャンプ

■ 役員退任あいさつ

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。 日本新聞労働組合連合 | 〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17井門本郷ビル6階 TEL03 (5842) 2201 FAX03 (5842) 2250 http://www.shimbunroren.or.jp

# 被爆から76年 誓い新たに

中国労組は、被爆から76年となる8月6日、広島市中区加古町の「原爆犠牲新聞労働者の碑」 (不戦の碑) の前で碑前祭を開いた。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2 年連続して規模を 縮小。会場約20人、オンライン約30人が参加し、被爆死した新聞労働者133人を追悼した。全 員で黙とうし、「戦争のために二度とペンを、カメラを取らない、輪転機を回さない」との誓いを 新たにした。続いて新聞労連と共催で開いた広島フォーラムは、中国新聞社の連載「ヒロシマの空 白」をテーマとし、報道センター社会担当の水川恭輔記者のインタビュー映像を発信した。

# 広島

# 「不戦の碑」前で追悼 8・6中国労組

6 日 10 時半から始まった碑前祭では、参列者 全員で黙とうを捧げた後、山瀬隆弘 2021 年度委 員長が「133 人、お一人お一人のお名前を目で追 うにつれ、暮らしや夢、希望を突如奪われた先輩 方の無念がこみ上げ、新聞が二度と戦争に加担し ないという誓いを新たにせずにいられない」と悼 んだ。さらに、中国新聞の連載「ヒロシマの空白」 を挙げ、「遺族でさえ知り得ない被爆の記録を積み 重ねる報道機関の営みが、いずれは核兵器廃絶に

つながると信じている」と強調した。会社代表と して参列した高本孝・中国新聞社取締役労務担当 も碑前に献花した。

遺族で中国新聞 OB の北山更路さん (85) は「だ んだん、ここに参る人は少なくなっている。元気 な間は参りに来たい。安保法制など、日本の平和 を巡る状況は危うい。被爆都市の新聞社としても のを言ってほしい」と「後輩」に希望を託した。

広島の原爆による新聞労働者の犠牲者は133人。



碑前で挨拶する吉永磨美新聞労連委員長

内訳は、中国新聞 114人、同盟通信 8人、毎日新 聞4人、朝日新聞2人、読売新聞2人、西日本新 聞2人、合同新聞1人。不戦の碑は、被爆40年 の 1985 年 8 月、中国労組が中区加古町の本川沿 いに建立。毎年8月6日、労組主催の碑前祭を開 いている。(今年の碑前祭の動画はこちら)

https://www.youtube.com/watch?v=C3jBPyEPQ

11 時からの広島フォーラムは、被爆から 76 年 経てもなお分かっていない被害の実相について水 川記者が取材を振り返りながら報告。インタビュ 一に答える形で感じたことや学んだことも語った。 【中国労組・見田崇志】

#### 長崎

# 「継承」テーマにフォーラム マス共、MIC 主催

長崎マスコミ・文化共闘会議と日本マスコミ文 化情報労組会議 (MIC) は8月8日、9日の「長 崎原爆の日」を前に、「2021 長崎フォーラム」を 開催した。フォーラムは、「継承~新しい時代へ~」 をテーマに、原爆投下から76年目の今年1月に 発効した「核兵器禁止条約」の意義や被爆国・日 本が果たす役割について学んだり、被爆体験の継 承のあり方について考えたりする内容で、オンラ インで全国をつないで実施された。

フォーラムの第1部には長崎大学の核兵器廃絶 研究センター (RECNA) の中村桂子准教授が登壇 し、同条約発効後の課題について講演した。

同条約の誕生までの経緯や条約のポイントの一 つとして、「核の被害者への援助、環境修復に関す る義務」を挙げ、「(長崎・広島の被害について) 全容が解明もされていない。更なる調査も必要だ」 と解説。今後、同条約の国際的な取り組みが議論 される「締約国会議」について、「知恵を絞り、新 しい仕組みを作らないといけない。まさにこれか らだ」と述べた。さらに中村准教授は「世界が危 ういというニュースはすぐに広がるが、世界に希

望があることを伝えるのもメディアの仕事だ。こ の世界は今動いていて、動かそうと頑張っている 人のことを伝えてほしい。もっと平和で、安全で、 一人一人が尊重される社会はそこまできているこ とを伝えることが、新しい力になる」と訴えた。

第2部は、被爆者・下平作江さんの被爆の記憶 を語り継ぐ活動をしている交流証言者の山下恵子 さんが講話を行なった。被爆者の高齢化が進む中、 長崎平和推進協会は、3年前から被爆者に代わり、 家族や家族以外の希望者が「証言者」として被爆 体験を語り伝える家族・交流証言講話事業を始め ている。もともと被曝体験記の朗読ボランティア の活動をしていた山下さんは、証言を受け継いだ 経緯やその思いを交えながら、下平さんの被曝証 言に基づく講話を行なった。山下さんは、下平さ んの「過去に目を背けないでください。過去から 学び、素晴らしい未来に生きてください。戦争は 絶対にしてはいけません」という言葉を紹介し、 同事業のさらなる普及を訴えた。(今年の長崎フォ ーラムの動画はこちら)

https://youtu.be/hhPWLjJDLk4

# 仲間が書いた本 ヒロシマの空白



2020 年度の新聞協会賞 を受賞した中国新聞の連載 「ヒロシマの空白」が書籍 になった。19年11月から 昨年8月まで本紙で掲載し た記事を再構成し、収録し た。広島市に原爆が投下さ れた 1945 年 8 月 6 日以降、 この年の末までに亡くなっ

た犠牲者の推計値は「14万人±1万人」とされ てきたが、本連載で公的な記録にない死者が数 多くいたことを明らかにした。

原爆で壊滅する前の広島市内の写真を集め た「町並み再現」をはじめ、被爆前のモノクロ 写真の数々も掲載。キノコ雲の下で奪われた市 民の暮らしや地域の営みから、原爆の非人道性 を浮き彫りにしている。『ヒロシマの空白

被爆 75年』 A4 判、128ページ。2420 円。中 国新聞社とザメディアジョンの発行。

広島県内の主な書店や原爆資料館ミュージ アムショップ、インターネット通販のアマゾン などで販売している。

# 「非戦の碑」前で平和の集い 8・9長崎労組



長崎原爆投下から 76 年目の 8 月 9 日、長崎労 組は、長崎市茂里町の長崎新聞社正面玄関前で「平 和の集い」を開いた=写真=。同社共催。2016年 に建立した「長崎原爆犠牲報道関係者の碑(非戦 の碑)」前に組合員ら約30人が参列し、犠牲にな ったマスコミ関係者を悼み、被爆地の地元紙とし

ての責務を果たしていくことを誓った。

新型コロナウイルス禍のため、集いは昨年に続 き、外部への参列を呼びかけないなど規模を縮小 して実施。式典後の平和散歩も中止した。

中村修二執行委員長は「原爆が落ちた翌日の長 崎新聞の見出しは『長崎市に新型爆弾 被害は僅 少の見込み』だった。事実とは異なっていた。『被 害甚大』と報じるべきだったが、言論統制の中で、 そうできなかったことが悔しくてならない」とあ いさつ。「被爆76年の今、『二度と戦争を起こさせ ない。戦争のためにペン・カメラを取らない。輪 転機を回さない』という誓いを非戦の碑の前で確 認したい」と呼び掛けた。

参列者を代表し、中村委員長と徳永英彦長崎新 聞社長が献花。参列者全員で黙とうを捧げた。

【長崎労組・中村修二】

#### 新聞労連 第137回中央委員会 公示

2021年9月1日 中央執行委員長 吉永 磨美

規約第25条により、新聞労連第137回中央委 員会を次の通り招集します。

日時 9月21日 (火) 13時~17時 会場 全水道会館 中会議室 (5階) (WEB併用) 東京都文京区本郷1丁目4-1

議題 ①役員人事②本部報告③夏闘総括④年 末一時金闘争方針⑤会計報告⑥その他

(2) 第1309号 (昭和25年3月1日発行、昭和43) 新聞 第連 (毎月1日発行) **2021年9月1日(水曜日)** 

#### 道新記者逮捕問題を考える 労組の取り組みと論点提起

## 道新 取材の自由問い続ける

#### ■取材中に大学職員が常人逮捕

6月22日、北海道新聞労働組合の組合員である記者が旭川医科大学(北海道旭川市)で取材中、建造物侵入の疑いで現行犯逮捕された。この衝撃的な出来事を巡り、私たち道新労組は会社に対し、逮捕された記者本人の心身の安全確保を最優先事項に据えつつ、「自分に起こってもおかしくない」と捉えた他の組合員たちの不安や怒りにも正面から向き合うことを求めてきた。また、「取材の問題で、どうあるべきだったのか、私たち自身による検証も始めた。議論し、悩み、また議論しながら、当該単組として取り組まなければならないこと、できることを模索している日々だ。

逮捕された記者は当日、吉田晃敏学長の解任の 適否を審査する学長選考会議を取材していた。大 学側が事前に報道各社に対し、新型コロナウイル ス感染防止のため構内への立ち入りを禁止する旨 の文書をファクスしていたが、記者はこれを知ら ずに会議中とみられる部屋の前に立ち、スマート フォンをドアに近づけて録音していた。大学職員 に見つかり、取り押さえられ(常人逮捕)、身柄 を北海道警旭川東署に引き渡された。道新は6月 23日付朝刊で記者逮捕を実名で報道した。

#### ■真摯な調査・検証を社に求める

道新労組は情報収集などに努めつつ、6月24日、「当該記者の心身を守り支えるため、あらゆる手を尽くす」こと、「取材活動が萎縮しないよう、社員を守るという覚悟と姿勢を鮮明に」することを会社に要望。会社が7月7日付朝刊で「情報共有や取材手法、記者教育の点で問題があった」と

する社内調査報告を公表したのを受け、同 14 日には「報告の体をなしていないと言わざるを得ない。 会社に対し、真摯に調査、検証を行い、組合員と 社会に説明することを求める」とする組合本部見 解を出した。

これらの動きはちょうど、道新労組執行部の交代時期と重なっていた。7月16日に発足した現執行部の最初の取り組みが、全組合員を対象にした「記者逮捕問題緊急アンケート」だ。発生当初より組合本部には、組合員から会社に詳細な説明を求める声や実名報道の妥当性を問う声が多数寄せられており、前執行部が機関紙で一部を紹介する特集を組んでいた。アンケートは、こうした組合員の意見を数値化し、客観的なデータとして会社に示すことが目的で、同20~28日に実施し、61%から回答を得た。

#### ■「取材に行くのが怖い」との声も

発生後、約1カ月が過ぎていたが、結果は社内調査報告を含めた会社の説明について「納得できない」との回答が92%に上った。「業務自体や仕事への向き合い方に影響があった」と答えた人も半数を超え、自由回答で具体的な内容を聞いたところ「逮捕されたのが自分だったかもしれないと思うと、取材に行くのが怖くなった」との記述も見られた。記者逮捕の実名報道に関しては、69%が「適切ではない」とした一方、11%が「適切」、20%が「どちらでもない」と回答した。

8月3日には、現場となった旭川支部の組合員と組合本部との意見交換をオンライン会議システムで行った。当該支部の組合員は、仲間の逮捕という過酷な状況下で日々の業務に立ち向かっているさなかであり、事件を思い返せば心の負担になるとの懸念がなかったわけではない。ただ、本部

としては、当該支部の生の声を聞かずして今後の 方針を決めるという選択肢はあり得なかった。結 果的に支部の組合員からは、編集局長による直接 的な全社向け説明会の開催の要望など、活発な意 見があがった。

#### ■機関紙で「取材の自由」シリーズ記事

以上のような経過を踏まえ、道新労組は8月5日、会社に対し、今後の対応に関する要望書を提出した。要望は①記者の正当な取材行為は何人にも侵されるものではないと、会社として改めな全社向け説明会の開催③全組合員が心身や仕事について相談できる体制の充実④実名報道の在り方、最新の課題などについて学び、議論する場を継続新の課題などについて学び、議論する場を継続新の課題などについて学び、議論する場を継続新の課題などについて学び、議論する場を継続新の課題などについては、道新労組の組合員のみならず、全国の記者たちがこれを通り自信を持って取材現場に赴き、国民のの思いら先頭に掲げた。19日には会社から「新聞記者の持つべき精神などについては、必要な場面で伝えていきたい」などの回答を受けた。

会社に求めるばかりではなく、私たち自身も動く必要があると認識している。今回の問題を検証するため、「『取材の自由』とは」をテーマとしたシリーズ記事を道新労組の機関紙で始めた。論点は多岐にわたっており、さまざまな専門家から話を聞きたい。取材、執筆には、次代を担う若い組合員に積極的に携わってもらおうと考えている。

単組の人手は限られている。他の懸案も山積みだ。それでも、後世の記者たちに「あの時、道新労組が頑張らなかったから…」と後ろ指をさされぬよう、力を尽くすつもりだ。

【北海道労組副委員長・片岡麻衣子】

# 労連 検証の必要性とポイント

6月22日、学長によるハラスメントなど不祥事が続く旭川医科大学(北海道旭川市)の学長選考会議を廊下で取材中の北海道新聞記者が、大学に身柄を拘束され、警察に引き渡される事件が起きた。記者は建造物侵入容疑での現行犯逮捕(常人逮捕)となった。新聞労連は「知る権利」「取材・報道の自由」「組合員の安全」に関わる重大事案として、声明文(7月12日)の発出などで対応してきた。事件については、一新聞社や記者個人の問題といった捉え方ではなく、報道機関全体における今後の取材体制やジャーナリズムの姿勢に及ぶもので、次世代への提言として検証し、現場の不備についても発展的な解決がなされなければならない。

都合の悪いことを探られたくない取材対象者が 過剰な取材規制をかける動きをけん制したり、公 的機関の説明責任を求めたりするといった観点も 欠かせない。有識者の力を借りながら、新聞社や 通信社などメディアの現場で働く新聞労連の組合 員たちが自ら検証チームを立ち上げ、新聞労連と しての見解を社会に示し、この事件を検証するた めには、論点を整理する必要がある。当該事案に 関係する論考や有識者からのヒアリングを参考に 以下の3点について特に整理が必要だと考える。

#### ■取材中の記者逮捕の妥当性について

まずは、大学当局の現行犯逮捕に関わる事実関係の確認と逮捕の是非、妥当性についてだ。当該記者は建造物侵入容疑で逮捕されているが、逮捕の構成要件である「不当な目的」「許可のない立ち入り」について、どのような事実と解釈によってなされたかを究明する必要がある。北海道新聞(7月7日朝刊)の検証記事によると、旭川医大が新型コロナウイルス感染防止などを理由にした大学構内への立ち入り取材を禁止し、会議後に取材に応じることを内容としたファクスを報道各社に送ったのは、逮捕のわずか約30分前だった。旭

川医大は、それまでも取材対応の悪さが目立ち、 現地の記者クラブが抗議までしていた。

6月18日にも同じ場所付近で道新記者を含む数社と大学事務局との間でトラブルがあったとされる。逮捕当時、当該記者以外にも他に報道記者は大学構内にいたのか。旭川医大は身柄を拘束した際に当該記者を「記者」と認識していたのか。事件当日やその前後の期間の旭川医大側の判断や行動、北海道新聞社の事件への対応や道警旭川東署におけるその後の刑事手続き、処分内容に対する検証がなされるべきである。本件事案を議論もせず放置すれば、公的機関による逮捕を含む取材規制を助長するきっかけになる危うさもある。その是非を巡って議論するためにも事実確認がなされなければならない。

#### ■取材手法について

取材手法についての議論も不可欠だ。旭川医大 は、当該記者の取材のための録音を「無断録音」 であるとして、北海道新聞へ抗議している。取材 時における行動は基本的には記者本人の裁量で行 われることが多く、その方法については、過去の 経験の蓄積などから北海道新聞の「取材指針」の ように、一定の指針が示されている社もある。取 材手法に関する考え方や指針については、過去の 議論から合理的判断がなされて組織内で共有され てきたものだ。外部の批判を受けたからといって、 それまでの合理性を覆し、即座に変節すべきもの ではないことは自明の理だ。また、取材時などの 録音に関して違法性を定めた法律はなく、私的な 無断録音や盗聴とは分けて考えなくてはならない。 録音や公的施設内での立ち入り取材については、 施設管理権、庁舎管理権などを根拠にした恣意的 な規制が可能になる危うさもあり、「知る権利」 などを鑑みて、丁寧で慎重な議論が不可欠である。

#### ■取材記者の安全確保と会社の姿勢

最後に取材記者の身の安全確保について、会社 や労働組合としての対応や備えについても検討が 必要だ。北海道新聞社が公表した社内調査結果は、 業務中の事案にもかかわらず、記者教育や現場記者のスキル、取材体制に問題があると言わんばかりの結論で、会社がなすべき対応について省みる検証が不足している。

それは、会社による現場への過剰な干渉を求めるものではなく、「業務の責任を持つ」「従業員を守る」という意味である。

新聞は民主主義社会におけるジャーナリズムの 役割を果たす責務があり、知る権利への奉仕者と して、取材規制に対する毅然とした態度を持ち続 けることが求められる。報道界として同様の事案 が起きた場合、どのような対応が可能なのか。取 材中の記者が身柄を拘束された場合などを想定し た緊急時の法的サポート制度の整備はその一案 だ。米国などの事例も調査し、それを踏まえて業 界に提言する一方、組合としての整備も検討の余 地はあるだろう。

今回の逮捕事案による報道界全体への悪影響は 大きい。公的機関の施設内での取材中の逮捕や、 その後の北海道新聞の対応・姿勢が、報道界全体 における取材萎縮につながりかねない状況にあ る。当該記者が逮捕された数時間後には、取材行 為に違法性があると北海道新聞の編集幹部が判断 し、実名報道の判断に至ったことは、とりわけ若 手組合員の会社への不信感や、新聞社への就職内 定者の不安を募らせた。新聞労連にはアンケート などを活用し、取材現場の声に耳を傾け、新聞な どメディアが抱える構造的な問題点も同時に探っ ていくことが求められている。

社員の教育やキャリアアップについては、ジェンダー平等の視点からも、旧来型の男性中心主義的な編集職場におけるキャリア形成の諸制度への見直しを提言したい。

以上の論点を踏まえ、次世代に堅実なジャーナ リズム、報道機関の社会的役割、充実した取材活動を引き継ぐため、新聞労連本部と労連新聞研究 部が中心となって、組合員が自主的、主体的に検証作業を進め、北海道新聞労組の取り組みを支援 する。 【新聞労連委員長・吉永磨美】

(3面に続く)

# 〈2面続き〉 新研部 "正しいケンカ" 困難な時代に

「新人記者が国立大に建造物侵入の疑いで現行犯逮捕された」。報道のあり方の根幹にかかわるショッキングなニュースでありながら、新聞各紙は逮捕の一報を除き、問題を検証・論評する記事は極めて少数にとどまっています。この問題の「語りづらさ」にこそ、メディアの課題が宿っているように感じます。

背景を報じた数少ない記事の一つ、毎日新聞の7月3日付の記事では、大学側が取材の求めに応じずメールのやりとりが中心で、そのメールも「回答は差し控える」など実質的には無回答だったとしています。背景には、大学の情報開示に消極的な姿勢がうかがえます。

しかし、可視化された世論は厳しいものでした。 南彰・新聞労連前委員長は逮捕の一報を受けて、 「#道新記者の逮捕に抗議します」とツイートし ました。近年は庁舎管理権が拡大し、記者の排除 が強まっているとし、権限を持つ者の情報操作が 容易になることへの懸念を訴えました。しかし、 寄せられたリプライは、「不法行為を許すな」「庁 舎管理が厳しくなったのは記者の自業自得」「思 い上がるな」といった厳しい批判や攻撃的な言葉 が並びました。

私たち新聞労連が逮捕を「行き過ぎ」とする声明を発表したのは7月12日、逮捕から20日が経過していました。北海道新聞社の社内調査を受けてまとめたものですが、「遅過ぎる」との批判もありました。当人がどの時点で身分を明かしたのかなど、事実関係のあいまいさを考慮しても、入社間もない記者が現行犯逮捕され、2日間身体拘束された異常な事態にもっと早く反応できたのではないかと、反省とともに振り返ります。

取材先の意向に反するふるまい故に逮捕されたという衝撃だけでなく、現場に責任を押しつける会社側の姿勢、問題の背景が報じられない一方で、SNS上に並ぶ攻撃的な言葉の数々…。それらを目の当たりにして、記者たちが不安や恐怖に駆られ、萎縮するのは無理もありません。メディア側の萎縮は、さらなる取材の制限や規制を招きます。それによって報道の質は低下し、メディア不信が加速する悪循環に陥りかねません。事態は深刻です。

約20年前、私が入社した頃の話ですが、女性の先輩記者から「取材先とは"正しいケンカ』をしろ」と教わりました。不誠実な対応には真っ向から抗議し、立ち向かえ、という趣旨でした。かっての記者クラブには「うるさ型」の記者がいて、会見で時折カミナリを落としたり、嫌みを言ったりして、緊張感をもたらしていました。パワハラと紙一重のケースもあり、純粋に「昔はよかった」と懐かしむ話ではありませんが、取材の自由を闘ってつかみとる存在が身近にいました。しかし状況は変わり、権力に批判的な記者が名指しで糾弾されるようになりました。会社の経営不振で現場は記者の数が減らされ、「ケンカなんかしている余裕はない」のが実情です。

そうした中で、不誠実な取材対応や一方的な取 材規制が、日本全体でぬるっとまかり通るように なったのが、近年の傾向ではないでしょうか。今 回の事件は、その延長線上にあると私は考えます。

この原稿を書いている時点で、捜査は継続しています。その行方を注視しつつ、メディアが萎縮を深めていくことが市民社会にとっていかに損失であるか、私たちは訴えなくてはなりません。そのためにも「正しいケンカ」が困難になった取材現場のいまについて、自らの言葉で語るべき時を迎えているのではないでしょうか。

労連新研部では、アンケートなどで皆さんの声に耳を傾け、束にして示していきたいと思います。 その際は、ぜひお声をお聞かせください。

日々の報道が、市民の知る権利に応えているか、 自分たちの営みと立ち位置を常に省みつつ、市民 と共にある報道の姿を模索していかなければなり ません。その思いを皆さんと共有できればと思い ます。

なお、当事者本人を含む現場の担当者たちが女性だったということで、性別を問題の要因の一つとして論じる向きがあります。その不適切さははっきりと断じておきたいと思います。女性記者への偏見を深めかねない言説は注意深く排除していかなければなりません。そのことは最後に強調しておきます。

【新聞労連新聞研究部長・机美鈴】

# 結論ありきの不誠実団交

### 東京労組「錬成費」救済申し立て少数組合無視の証拠提出

中日新聞社が全社員に年3千円支給の手当「錬成費」を、東京新聞労組との団交を無視して一方的に廃止した不当労働行為(団交拒否、支配介入)事件で、東京都労働委員会の第2回調査が8月10日にあった。救済を申し立てている組合側は、錬成費が廃止された昨年の春闘団交での労使の発言要旨を証拠として提出。社が少数組合を軽視し、不誠実な交渉に終始、結論ありきで廃止を強行した実態がくっきりと可視化された。

錬成費は就業規則に定めはなく、1950 年代から労使慣行として確立していた。毎年3月支給で、2010 年に現金支給から銀行振込へ変更され、賃金明細の「諸手当2」に記載。所得税も課税されていた。社は昨年1月、経費節減などを理由に「廃止」方針を突然表明。組合は「労働条件であり、労使合意なく廃止はできない」とクギを刺し、廃止を強行させない歯止めの意味も込め「錬成費の増額」を昨年の春闘要求に盛り込み、団交議題としていた。

都労委に証拠提出した団交発言要旨によると、第1回団交で「賃金の一部だ」「そうでないものを賃金明細に載せるわけがない」との組合の指摘や、廃止撤回・増額の要求に対し、社側は一言も反論しなかった。第2回団交でも、組合は3月決算(当期利益15億円の見込み)を背景に増額を求め、「錬成費をなくすな」とクギを刺した。佐

藤昌雄労担代理(当時)は「(錬成費は)会社の 『気持ち』だった」「廃止に至る合理的理由があ る」などと述べるにとどまった。

第3回団交で、組合は「課税所得だ」「勝手に 取り上げることなどできない」と、社を強くけん 制。社側は一言も反論しなかった。第4回団交は、 給料日(錬成費支給日)の前日で、組合は「労使 が合意しない限り、会社が勝手に廃止できない」 と重ねてクギを刺した。労担代理は「合理的理由 がある」「錬成費の支給を止める」「結論は変わ らない」と廃止を宣言。翌日、廃止が強行された。

第5回団交で、組合は廃止に厳重抗議。労担代理は「経費削減をしなくては」「支給根拠があやふや」「組合の同意がなければ何もできないとは思っていない」「社内の大方の理解が得られている」と、多数組合の中日労組(労連非加盟)が団交もせず錬成費廃止を飲んだことなどを根拠に「一斉に廃止して問題ない」と強弁した。

組合は8月20日に定期大会を開催。「私たちの労働条件は私たちが団交で決める」「たとえ年3千円だろうが、賃金を勝手に削るなど許されない」と、社の違法行為を絶対に是正させる方針をあらためて確認した。

次回の都労委調査は10月12日。従前通りの支 払いを求めて宇佐見昭彦委員長が東京地裁に起こ した裁判の次回弁論準備は9月14日。

# 日経関連会社 賃金引き下げ事件 会社から2つの和解案提示

第1309号

(3)



裁判所は、会社側が出した2つの和解案を示し、原告側が持ち帰り検討することとなった。ただ、和解案のうち「解決金」名目で割増退職金を受け取る合意退職案は受ける考えはないことを明言、在職しながら訴訟を続ける意向を示した。

会社幹部が親会社からの出向者で占められているため、原告は新聞通信合同ユニオンに加盟し団体交渉を重ねてきた。55歳役職定年制は2017年に導入されたが、個別合意の必要性や事前説明の有無で主張が分かれ、会社側の歩み寄りがなかったため21年1月、会社に籍を置きながら提訴に踏み切った。

原告は年俸制の専門職正社員として 03 年に中途入社したが、年俸決定手続きが制度化されておらず、昇格しても昇給がほとんどなかったという。会社側は役職定年を理由に賃下げしたとしているが、原告側は就業規則に定めがなく本人の同意などもないと反論。役職定年後は労働基準法上の管理監督者でもないとする書面も提出した。次回も弁論準備手続きで、10 月 13 日午前 11 時 15 分から。

## 埼玉労組 委員長不当処分 労働委員会あっせん申請も視野

埼玉労組は夏の一時金闘争で有額回答を出さなかった社に対し経営責任を追及、保坂直人委員長が8月25日、未払い残業代請求訴訟を起こした。「ずさんな経営を続ける経営陣を許さない」として、組合としても訴訟費用を支援する。

会社は2019年までに退職金と未払い残業代の大幅減額、早期退社募集などリストラを強行した。こうした中、若手社員を中心に20人以上が去った。当時専務だった関根正昌現社長を含む当時の幹部はほぼ会社に残り、怠慢経営を続けている。

会社の経営再建の取り組みから2年が経ったが経営改革はいっこうに進まず、編集局では出勤簿の書き換え強要を局長が主導するなど問題事案が続いた。昨年、「残業制度改革」案が示されたが、内容は中間管理職の役職手当を廃止するものだった。

こうしたずさんな経営陣の実態を一部の株主に告発した委員長に対し、関根社長は「制裁(懲戒処分)」する旨の通知を8月5日に送付。

組合は新聞労連の協力を得て、提訴と並行して県労働委員会へのあっせん申請なども視野に入れることを団体交渉申入れ書の中で指摘した。

8月31日の団体交渉では社長ら経営陣の 姿勢を追及。労連本部から吉永磨美委員長を 含む3人が参加した。この中で、保坂委員長 に対する懲戒ありきの調査呼び出し文は、手 続き上の問題があることや、株主への告発等 は、大会や執行委員会でも報告されている組 合活動の一環として位置づけていること等を 説明し、組合への支配・介入の不当労働行為 に当たると指摘した。

経営側は、組合活動への介入を意図したものではない、弁護士と相談して改めて組合に回答するとした。

# ジェンダーの課題学ぶガイドブック作成で講座開催

新聞労連は8月15、16日、メディアのジェンダー課題について学ぶ「ジェンダーキャンプ」をオンラインで開いた=写真=。紙面やデジタル配信記事ではジェンダー平等に反する表現や、社会に浸透する誤った認識「レイプ神話」に基づく性暴力報道が散見される。特別中央執行委員はこうした現状を是正し、ジェンダーを巡る表現について一定の考え方を示す「ジェンダーガイドブック」を作成しており、専門家インタビュー収録のための公開講座として開催した。 【特別中執・乾栄里子】



# ★ネット・SNSとジェンダー モバイル・プリンスさん

お笑い芸人でフリーライターのモバイル・プリンスさんが「女性にAEDを使うとセクハラで訴えられる」といったデマが定期的に拡散されるなど、ネット空間で問題視している事例について紹介した。これらの根底には、女性蔑視やミソジニー(女性嫌悪)があると指摘。見出しに性的なニュアンスを含ませるなど、性差別的な手法に新聞社も加担するケースがあるとし「下品なことをやることで共犯関係を結ぶ。ものすごくホモソーシャル的なノリだ」と批判した。

### ★性差別—メディアの責任と役割 島岡まなさん

大阪大の島岡まな教授が、講師として出席した立憲民主党の性犯罪刑法改正に関する勉強会で、本多平直・元衆議院議員による問題発言があったことに言及した。「50歳の自分が14歳と真摯な恋愛をして逮捕されるのはおかしい」との発言や高圧的な態度には、「無意識のジェンダー・バイアスが強固にあると感じた」。無意識の偏見「アンコンシャス・バイアス」はあらゆる場面に潜んでいるとし、「メディアにはバイアスの存在を啓発

し、意識改革を図ってほしい。日本の常識は世界 の非常識である場合が多いことを念頭に、当たり 前を疑うことも重要」と述べた。

### ★メディアと性暴力— 痴漢はどう報じられてきたか 牧野雅子さん

龍谷大犯罪学研究センターの牧野雅子さんが雑誌や新聞の記事を提示し、痴漢がどのように取り上げられてきたかを解説。そこに被害者の視点は乏しく、「ホモソーシャルな言説空間の中で痴漢を娯楽として楽しむ記事が目立ち、近年は冤罪を通じた女性叩きに移行した」と説明した。性犯罪防止ポスターや、防犯キャンペーンの報道について▽データに基づいていない▽加害者に言及がない▽女性に自衛を強要している―などの問題があると指摘し、「被害に遭ったときの具体策や、傍観者にならないための情報を報道するべきだ」と提言した。

#### ★ネット上における 女性バッシングと誹謗中傷

#### 太田啓子さん、武井由起子さん

太田啓子弁護士と、武井由起子弁護士が講師を務めた。太田さんは、「#KuToo」運動を主導し、熾烈なオンラインハラスメントを受けた石川優実さんの訴訟代理人を担当。武井さんは、安保法制に反対した「SEALDs」の元メンバー福田和香子さんが、誹謗中傷を受けて起こした裁判の代理人だった。2人は、裁判が起こされた経緯や、争点について解説。「モノ言う女性を黙らせる圧力の大きさを感じた」「若くて風貌の良い女性を取り上げがちなマスコミのルッキズムが、バッシングを助長しているのではないか」などの見方を示した。

# お疲れ様でした ~役員2人が退任あいさつ~

#### 2020年度副委員長 佐藤光範さん



#### 会うことの大事さ痛感

皆さま、1年間ありがとうございました。神奈川労組から新聞労連副委員長の選出が決まり、お話をいただいたのが2020年2月ごろのことです。

私事ですが、異動して2カ月 がたった頃で、仕事の引継ぎを

行う準備に取りかかった矢先でした。一度はお断りをしていました。その後、別の者に決まっていましたが、その者が昇進し非組になり、私も僅か6カ月で現在の職場に異動したのをきっかけに、お話をお受けすることになったしだいです。新型コロナで初めての緊急事態宣言の期間が終わり、世間が少し落ち着いた時期の就任でした。

中執、大会などオンラインでの開催が主なものとなり、実際にお会いしての交流が難しくなっていました。日を追うごとに新型コロナの感染者数は増え続け、外出すら、はばかられる環境となりました。コロナに始まり、コロナに追われるような時期の任期で、ほとんど、皆さんのお力になれるような働きはできずじまいでした。

新型コロナの感染状況をはじめ気候変動など、 われわれを取り巻く環境は命の危険を伴うことが 多くなってきました。われわれの仕事は人に会う ことが基本です。皆さん、取材、営業では、健康 と安全に留意して活動してください。

#### 2019・20年度書記長 月岡岳さん



#### 多くのつながりに感謝

7月末までの2年間、大変お世話になりました。愛媛労組から初の専従役員となり、組合員としての経験も未熟なままでの選出で、加盟労組のみなさまには何かとご迷惑をおかけしました。

任期を振り返ると、まずは新型コロナウイルス 禍に触れざるを得ません。2020年3月以降、大会や中央委員会、中央執行委員会のほか、各種集会がウェブ開催中心になりました。技術面や運営方式など、試行錯誤の連続でした。改良を重ねたつもりではありますが、加盟単組の意見を十分に吸い上げられる仕組みになったかどうか、反省は残ります。

一方で、ウェブの導入は、本部と単組との意思 疎通の在り方に一石を投じました。緊急時、遠隔 地でも画面を通して顔を見ながらやり取りできる ようになりました。もちろん、集会や相談は対面 方式が基本だと考えますが、今後も状況によって ウェブを併用するケースもあろうかと思います。

複数の争議にも関わりました。長年の粘り強い 闘いが実って労働委員会から全面勝利命令を引き 出した山陽労組、識者に社との交渉に参加しても らうなどして要求を実現したジャパンタイムズ労 組、社の横暴に毅然とした態度を示す東京労組…。

# 今後の地連の在り方模索

#### 一東海地連定期総会—

新聞労連東海地連は8月25日、2021年度定期総会を名古屋市の毎日新聞中部本社会議室で開催した。2020年度の各単組・地連の活動報告や決算、朝日労組名古屋支部の東海地連脱退と2021年度の活動方針案や予算案を承認した。委員長や地連選出の新聞労連中央執行委員などの役員については今期も残念ながら未選出となった。また加盟単組は6単組となった。

大会は加盟単組の常任委員5人と代議員11人(委任含む)が出席した。21年度の活動方針として、今期から朝日労組が抜ける中、前期に引き続き毎日労組と全中経労組が事務局を担い、今後の地連の在り方を模索することを確認した。引き続き開催された第1回拡大常任委員会では早速各単組の現状を改めて確認。今後の持続可能な活動に向けて議論を深めていきたい。

【全中経労組・山下貴生】

#### 9月22日に執行部セミナー

新聞労連は、新執行部の大半が発足するこの時期に、単組の交流と組合の課題を学ぶことを目的に「執行部セミナー」を開催する。セミナーで扱うテーマは2つ。

1つめのテーマは、組合組織率が急速に落ちている問題にどう立ち向かうのか先行事例から学ぶ。2つめのテーマは、困難に直面した組合員一人一人を守るための取り組み事例を紹介する。執行部の皆さんにとって役に立つセミナーにしたい。部分参加も可能。

- ▼日時 2021年9月22日10時~15時半
- ▼会場 直接参加:全水道会館5階「中会議室」 リアルとZoomオンライン併用
- 【当日のプログラム】
- ▼09:45~受付開始
- ▼10:15~12:15 パネル討論「労働組合の組織 強化の取り組みとその展望」
- ①毎日新聞労組、②共同通信労組、③東京新聞 労組の皆さんが登壇します。
- ▼13:15~15:15 パネル討論「組合員を守るたたかい~労連・弁護士・労働委員会の活用法~」 ①宮崎日日新聞労組、②北海道新聞労組、③新聞通信合同ユニオンの皆さんが登壇します。

#### 10月に青女部が全代開催

新聞労連青年女性部は10月9日に全国代表者会議(全代)を開催する。全国各地で新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、昨年度に引き続きオンライン(Zoom)でつなぐ。

全代では、20年度役員の活動報告や、21年度 役員による活動方針の提案を行う。また今年度 は東日本大震災から10年の節目に当たるため、 河北新報社、河北新報労組に協力いただき、パ ネルディスカッションを実施し、「新聞社とし て、災害が起こる前の地域の防災、減災につい て考える」グループワークも行う。

今年度はコロナ禍のため全国学習集会を開けず、20年度青女部としては全代が最初で最後の会議となる。多くの組合員に参加いただきたい。

いずれの組合も他の仲間にとって模範になり、勇 気づけられるものでした。

また、労連に新たな可能性を感じさせてくれたのが特別中央執行委員制度です。1、2期と関わらせていただきましたが、ジェンダー問題にとどまらず、70周年プロジェクトチームにも積極的に参加していただき、頭の古い私の目を開かせてくれました。

みなさんに助けられてばかりの2年間でしたが、本当に得がたい時間でした。全国の志ある方々とつながれたことが何よりの財産です。新聞業界は斜陽と言われますが、みなさんがいれば将来を切り開けると確信します。今後は四国の片田舎から、微力でありますが、新聞労連を支えていけるよう努めたいと思います。ありがとうございました。